

ストックホルム条約締約国会議で HBCDが規制物質に追加

平成 25 年 4 月 30 日から 5 月 2 日にかけて、スイスのジュネーブにおいて開催されたストックホルム条約*第6回締約国会議(COP6)において、ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)が同条約の付属書A(廃絶)に追加されることが決定しました。今後、国際的に協調してその製造、使用等の廃絶が進められることとなります。この付属書の発効は国連事務局が各締約国への通達を送付してから 1 年後とされており、日本においては、それまでに条約で定められている規制内容に基づき、国内で担保するための所要の措置を講ずることとなります。

(適用除外について)

今回の付属書においては、代替物質のない建築用のビーズ法発泡ポリスチレン及び押し出しポリスチレンに用いる場合は適用除外とされます。日本としてこれらの用途を適用除外とするか否かについて、今後、国内で検討することとされています。

※ストックホルム条約とは...

ストックホルム条約は、環境中での残留性、生物蓄積性、生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される残留性有機汚染物質(POPs)の製造や使用などの規制を規定している条約です。

当社ではヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)の測定についても実績があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2013 年 5 月 13 日付 経済産業省報道発表資料

2013 年 5 月 13 日付 環境省報道発表資料

化学分析箇所 山本倫大

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. RoHS2 使用制限物質の見直しで第 3 次意見募集を開始](#)

[2. 海域の窒素・りん暫定排水基準案についての意見募集](#)

清涼飲料水の規格基準改正について 厚生労働省

平成 25 年 5 月 8 日、厚生労働省にて薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 食品規格部会が開かれ、清涼飲料水等の規格基準の一部改正について審議が行われました。

現状、食品製造用水(飲用適の水)の基準項目である 26 項目の検査は、食品、添加物等の規格基準(告示第 370 号)中の「清涼飲料水の製造基準」内で規定されています。今回、食品製造用水は、清涼飲料水とは異なるものであるとの判断から、「食品一般の製造、加工及び調理基準」内で規定するように改正が行われ、試験方法についても新たに通知で示される予定となっています。

また、清涼飲料水においては、ミネラルウォーター類を殺菌・除菌の有無で大別し、成分規格と製造基準の見直し・整理が行われています。特に、成分規格においては、現状、ミネラルウォーター類の原水として 18 項目ある基準項目が、ミネラルウォーター類(殺菌・除菌無)では 15 項目に、ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有)では水道水質基準や水質管理目標設定項目で規定されている項目等が追加となり、39 項目となる予定です(5/8 開催資料より)。

今回の部会審議において、一部の文言表現の修正が検討されている他は概ね了承されたことから、今後手続きが終了次第、告示が改正される見通しとなっています。

当社は、水道法第 20 条に基づく水質検査機関として、厚生労働大臣登録を受けています。ミネラルウォーターや水道水の水質検査については、当社へご相談下さい。

資料 2013 年 5 月 8 日付 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 食品規格部会資料

生活環境箇所 貝森繁基



“放射能測定”においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得！

ISO/IEC 17025 の認定について、既に取得している化学試験に加えて、放射能測定が平成 24 年 9 月 4 日付で追加認定されました。これにより、当社における放射能測定は、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたこととなります。

お問合せはこちら

